

保育・教育

令和9年度の申し込みを受け付けます

認可保育施設(保育認定)

- 募集人数など、詳しくは、9月1日(火)から市ホームページでお知らせします。
- 対** • 市内に住民票があるか、来年3月31日(水)までに転入予定
- 生後2〜6カ月以上から就学前のこども(一部2歳児までの場合あり)
 - 保護者が就労、病気、求職中など、保育が必要と認められるとき
- 他** • 保育開始日や保育時間は、申込前に各施設に確認
- 申込書は、9月1日(火)から幼児課、各施設で配布
- 申** 10月15日(木)〜30日(金)に、入所申込書に、就労証明書などの必要書類を添えて、オンライン申請か幼児課、第1希望先の施設に提出
- ※①10月15日(木)、②16日(金)、③18日(日)、各9:00〜16:45(集中申込受付期間)は、別会場で受付(①②市役所2階 特大会議室 ③さわやか保健センター1階 視聴覚室)
- 申・問** 各施設か、幼児課(さわやか保健センター2階)
- ☎561-2365、📠561-6780



私立幼稚園・認定こども園(教育認定)

募集人数や申込受付開始日など、詳しくは、9月1日(火)から市ホームページでお知らせします。申込受付は各施設で行います。市立の各施設は、広報くさつ10月号でお知らせします。

問 各施設か、幼児課

(さわやか保健センター2階)

☎561-2365、📠561-6780



児童育成クラブ

保護者が昼間に仕事などで不在になる家庭の児童に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るための施設です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	入会申請受付期間	決定通知発送
第1次	10月15日(木)〜31日(土)	12月上旬
第2次	11月2日(月)〜12月15日(火)	来年1月下旬
第3次	12月16日(水)〜来年2月15日(月)	来年3月上旬

- 対** 小学生(来年4月時点)
- 他** • 公設児童育成クラブ「のびっ子」は、来年4月1日(木)に、在住・通学している小学校区のクラブに限る

- 申込多数の場合は、低学年から保育の必要性の高い順に入会許可(民設児童育成クラブの入会許可は各クラブから通知)
- 申し込みは日曜日、祝日を除く。土曜日は各クラブのみ(事前連絡要)
- 複数のクラブを併願の場合は、それぞれ申込要
- 新規開設予定の民設クラブについては、市ホームページに掲載

申 左記受付期間に、申請書・家族児童の状況調書、就労証明書、延長保育申請兼登録書(必要な児童分)を添えて申し込み

申・問 各クラブか、こども若者政策課

(さわやか保健センター2階)

☎562-7882、📠561-6780



募集 エコライフフェア草津2026 リユースマーケット出店者

ごみの減量と資源の有効利用を楽しく学べるイベントで、出店料は無料です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

🕒 10月4日(日) 10:00〜14:00

📍 キラリエ草津1階 プロムナード(大路二)

対 営利を目的としない個人か団体で、主催者が適当と認めた人

定 15区画程度(1人1区画、屋外)(抽選)

申 9月18日(金)まで(必着)に、郵便番号・住所・氏名(団体名)・電話(ファクス)番号・出店内容を書いて、事務局へ

申・問 ごみ問題を考える草津市民会議事務局(馬場町、クリーンセンター1階)

☎562-6361、📠566-1694



たび丸にたくさんの
応援・お祝い
メッセージが届きました！
おたよりを送ってくれた
皆さん、ありがとう
ございました。



お返事するので、
待ってて
ほしいたび！

委員の募集

各募集は、随時市ホームページに掲載します。

対 18歳以上で、市内在住か通勤・通学しているか、市内で市民公益活動を行っている人。ただし、市の議員や職員、他の審議会などの委員を除く

他 会議出席の際、託児が必要な場合は、担当課にご相談ください

申 申し込み方法は、市ホームページをご覧ください



草津市上下水道事業運営委員会

上下水道事業の運営について審議します。

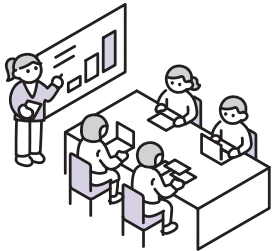
●任期 12月〜令和10年11月
※年1〜4回程度の会議

定 2人(選考(面接))

申 9月3日(木)〜30日(水)(必着)

申・問 上下水道総務課(2階)

☎561-2440、📠561-2481



募集 草津市教育委員会委員

「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現に向けて教育委員を募集しています。詳しくは、9月1日(火)から市ホームページで公開しますので、ご確認ください。

●任期 12月〜令和12年12月

定 1人(書類選考、面接)

申 9月30日(水)まで(消印有効)

申・問 職員課(7階)

☎561-2388、📠561-2490



9月20日(日)〜26日(土)は動物愛護週間

飼い主一人一人が責任を持ち、動物や飼い主、動物を飼っていない人が、健康で快適に暮らせるよう、マナーを守って飼いましょう。



🐾 気を付けよう飼い主のマナー

犬の登録・狂犬病予防注射を必ずしましょう

狂犬病予防法により、生後91日以上飼育した犬は、犬の所在地の市町村への登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

🐾 ふんや尿の始末は責任をもって行いましょう

快適な生活環境が損なわれないよう、ふんは持ち帰り、尿には水をまくなど、必ず適切に処理をしましょう。

🐾 「草津市 猫と私達の暮らしのてびき」

猫は昔から私たちの暮らしの身近な存在として大事にされてきましたが、一方でふん尿の放置や鳴き声などのお困りの声が市役所に寄せられています。猫と人が共に住みよい暮らしができるようルールをまとめ、市ホームページで公開しています。



犬・猫の正しい飼い方講習会

滋賀県動物保護管理協会の主催で、模範となる飼育者の育成を図るため、犬や猫の飼い方の基本を学ぶ講習会を開催しています。



問 生活安心課(1階) ☎561-2340、📠561-2479

高齢者等ごみ出し支援事業

ごみ出しに困っている人への支援と、地域の助け合い・支え合いの活動を推進しています。



対 市内在住で、自らごみを集積所まで出すことが難しく、家族などからの支援や福祉サービスによる支援を受けられない世帯のうち、同居者全員が下記のいずれかに該当する世帯など

1. 要介護2以上の認定を受けている人
2. 身体障害者手帳の交付を受けている人
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
4. 療育手帳の交付を受けている人

※上記に当てはまらない場合でも、ごみ出しの支援が必要な場合は、担当課にご相談ください

募集 ごみ出し支援団体を募集しています！

対 市内に所在する地域団体や知り合い、近所同士など、2人以上のグループ(支援実績に応じて奨励金あり)



詳しくは、担当課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

問 人とくらしのサポートセンター(2階) ☎561-6865、📠561-2482